

議案第10号

佐倉市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月3日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

佐倉市地域公共交通会議条例（令和5年佐倉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、運賃、料金」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。